

## エネルギー憲章条約(ECT)の近代化と脱退

一橋大学大学院教授

中西 優美子

### I 問題の所在

エネルギー憲章条約(Energy Charter Treaty) (以下、「ECT」という)<sup>1</sup>は、エネルギー分野に特化した国際協定である。ECTは1994年にポルトガルリスボンで調印され、1998年に発効した。日本は、ECTに1995年に署名し、2002年に批准・加入している。ECTは、エネルギー分野における投資促進及び保護、エネルギー原料・製品の貿易・通過(transit)の自由化、エネルギー効率及び紛争解決等を対象とする、多角的な国際協定である。条約当事者数は、50を超える国・組織から構成されているが、後述するように、ヨーロッパ諸国及びEU等の脱退が続いており、減下傾向にある。署名から30年以上経過しており、環境問題、とりわけ気候変動対応への意識の高まり等の世界情勢は大きく変化しており、変革が迫られている。

ECTには個人対国家の紛争解決方法、ISDS (Investor - State Dispute Settlement)が規定されている。なお、EUは、ISDSに代えて投資裁判所の設立を目指していたが、ECTの近代化においては採用されなかった。2023年12月1日現在において、ISDSの仲裁を用いた事件は、これまで統計上162件発生している<sup>2</sup>。2015年が30件でピークとなっており、2023年では5件となっている。また、どの国に対するものかに関して、スペインに対するものが圧倒的に多く、51件となっている。その次に多いのが、イタリアに対してである。イタリアは、2016年に既に脱退しているが、脱退した後も20年は投資保護をしなければならない、サンセット(sunset)条項(ECT47条3項)があるため、14件となっている。なお、サンセット条項は、脱退したEU構成国にとっても大きな懸念事項となっている。加えて、どのエネルギー源に関するものにつき、2012年以降、急激に再生可能エネルギーに関するものが増えた。

このECTをめぐり、大きな2つの動きがある。1つは、その近代化、もう1つは、そこからの脱退である。これらの2つの動きは無関係ではない。2017年にECTの近代化に向けた議論を開始することが合意され、交渉が続けられてきて、2022年6月24日に近代化案がまとまり合意がなされたが、そこでは採択に至らず、ようやく2024年12月3日に、エネルギー憲章会議(Energy Charter Conference)は、ECTの近代化に関する決定を採択した。他方、ヨーロッパ諸国及びEU等が脱退を決定した。日本は、近代化及び脱退に直接及び間接に影響を与え<sup>3</sup>、近代化及び脱

---

\* この論文は、EU 司法裁判所の意見を代表したものではなく、個人的な見解を示している。

<sup>1</sup> <https://www.energycharter.org/>; ただし、アップデート等が頻繁に実施されているわけではない。

<sup>2</sup> International Energy Charter, Number of Arbitration Cases under the ECT, information available at <https://www.energychartertreaty.org/cases/statistics/>.

<sup>3</sup> 日本は、ECT の近代化に反対であったとされている。Ex. Paul V Thiessen, “Reforming the Energy Charter

退から影響を受けることになる。本稿では、ECTの近代化の背景及び内容を明らかにし、また、ECTからの脱退状況、その理由及び脱退にかかわる諸問題を検討することにしたい。

## II エネルギー憲章条約の近代化

### 1. ECTの近代化の流れ

2017年11月にエネルギー憲章会議は、近代化の議論を開始することに合意した。2019年秋に、同会議は、交渉のための近代化グループのマンデートを承認し、正式の交渉は2020年7月に開始された。15回の交渉及び会合を経て<sup>4</sup>、2022年6月24日に近代化案が合意され、ECT改正の骨子(Agreement in Principle)<sup>5</sup>が合意されたという文書がサイトで公表された。この近代化案は2022年11月22日に正式に採択予定であったが、後述するようにEU内における事情もあり、このときには採択できなかったが、最終的に2024年12月3日に正式に以下のように採択された。

第35回エネルギー憲章会議の定例会合が、2024年12月3日にブリュッセルで開催され、この際に、以下の主要な決定を採択した<sup>6</sup>。①「エネルギー憲章条約の改正」に定めるECTの改正（会議決定CCDEC202412）、②エネルギー憲章条約附属書の修正及び変更（会議決定CCDEC202413）、③ECTに関する了解事項、宣言及び決定の変更（会議決定CCDEC202414）並びに、④「エネルギー憲章条約改正及び附属書変更・修正の発効及び暫定適用」に定める、採択されたECT改正及び承認された附属書変更の発効及び暫定適用に関する規定会議決定(CCDEC202415)である。

### 2. 近代化・条約改正の内容

近代化・条約改正の主な内容は、以下のようになっている<sup>7</sup>。

#### (1) 定義

エネルギー分野の経済活動の定義が拡大され、エネルギーシステムを脱炭素化するために、

---

for sustainability”, *Journal of Energy & Natural Resources Law*, 2022, Vol. 40, No. 4, p. 465, p. 469; 福永有夏「エネルギー憲章条約(ECT)の現在地」国際経済法雑誌 創刊号(2023年) 294, 296頁。

<sup>4</sup> 15回の会合については、以下のサイトから情報を入手可能である。

See, at <https://www.energychartertreaty.org/modernisation-of-the-treaty/>

<sup>5</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2022, 10 GEN, Brussels, 24 June 2022, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Public Communication explaining the main changes contained in the agreement in principle.

<sup>6</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 17 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Public Communication on the Adoption/Approval of the Decisions on the Modernisation of the Energy Charter Treaty.

<sup>7</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2022, 10 GEN, Brussels, 24 June 2022, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Public Communication explaining the main changes contained in the agreement in principle; Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty; Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 13 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Modifications and Changes to Annexes to the Energy Charter Treaty.

二酸化炭素の回収や利用と貯留もその定義に入れられた（ECTの1条5項(b)）<sup>8</sup>。

改正には以下の三つの柱がある。

① エネルギー材料及び製品のリストの更新

投資保護協定の対象として、水素、無水アンモニア、バイオマス、バイオガス及び合成燃料といった新たなエネルギーが加わった<sup>9</sup>。

② フレキシビリティ・メカニズム(Flexibility Mechanism)の導入

フレキシビリティ・メカニズムは締約当事者全てに適用される条文ではなく、選択制になっていることを指す。これは、エネルギーの安全と気候目標の達成を考慮し、化石燃料に対する投資保護をECTの適用から除外し保護をやめることを目的とするものである。交渉においてはEUとイギリスがこのメカニズムの利用を希望していた。この合意案の骨子で用いられていた、「フレキシビリティ・メカニズム」という文言は、改正条文では用いられていないが、EU等、希望した締約者ごとに特別規定が設定され、化石燃料関連等にかかわる投資に関する投資保護規律の適用除外が規定された。イギリス、スイスに対しても特別規定はあるが、細かな適用除外を行ったのはEUとEU構成国である。

改正条文では、2025年9月3日以降に行われる新規投資については、改正文書の附属書NIのセクションBに定められている<sup>10</sup>。例えば、本条約の締約国であるEU及びそのEU構成国において、以下のエネルギー材料・製品及び活動は、エネルギー分野における経済活動の定義から除外されるとなっている。(i) 石炭、天然ガス、石油、石油製品及び電気エネルギーと分類されるエネルギーのうちのほぼすべて、(ii) 水素（ただし、低炭素水素及び再生可能水素はエネルギー分野における経済活動の定義の範囲内に残る）。低炭素水素とは、非再生可能資源から製造され、ライフサイクル全体での排出量が大幅に削減され、3tCO<sub>2</sub>eq/tH<sub>2</sub>未満となる水素を意味する。また、再生可能水素とは、バイオマスを除く再生可能資源から製造され、ライフサイクル全体での排出量が3tCO<sub>2</sub>eq/tH<sub>2</sub>未満となる水素を意味する。(iii) 合成燃料（ただし、低炭素燃料はエネルギー分野における経済活動の定義の範囲内に留まる）。低炭素燃料とは、再生炭素燃料、低炭素水素、および低炭素水素から製造される合成気体・液体燃料を指し、ライフサイクル全体での排出量を70%削減する要件を満たすものとする。再生炭素燃料とは、非再生性起源の液体または固体廃棄物、あるいは非再生性起源の廃棄物処理ガスおよび排ガ

---

<sup>8</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 2**, 7., p. 3.

<sup>9</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 13 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Modifications and Changes to Annexes to the Energy Charter Treaty, p. 6.

<sup>10</sup> See, Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 13 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Modifications and Changes to Annexes to the Energy Charter Treaty, at Section B of I Modifications to Annex NI; 高田俊亮「エネルギー憲章条約の展望」NBL No.1286（2025年）93, 95-96頁において簡潔にまとめられている。

スから製造される液体・気体燃料を指す。(iv) 二酸化炭素の回収、利用、貯蔵に関する経済活動。

2025年9月3日より以前の投資に対する適用除外については、セクションCについて定められている<sup>11</sup>。

### ③ 審査メカニズム

近代化の合意骨子では、近代化条文が発効してから5年ごとにエネルギー材料及び製品のリストについて、増やすのか、減らすのか等リストの更新について検討するとなっており、加えて、フレキシビリティ・メカニズムの適用を審査することが述べられていた<sup>12</sup>。また、このように定期的に検討することによって、締約当事者に技術的あるいは政治的な発展に対応できる可能性を与えると述べられていた。それを受け、改正条文では、ECT34条に新たに以下の8項が追加されることになった<sup>13</sup>。

「本条約の改正が2024年12月3日に承認されてから5年経過後、その後5年ごとに、または憲章会議が定める期日に、憲章会議は附属書EM及びNIの内容を審査するものとする。当該審査の過程において、憲章会議は一方または両方の附属書を修正することを決定することができる。」

## (2) 投資保護に関する規定の明確化と追加

近代化の骨子で述べられていた投資保護に関する事項<sup>14</sup>のうち、主なものを実際の改正条文でどのように変更されたのかを次にみていくことにする。

### a. 投資の定義

ECT1条6項の「投資家」の後に、「締約国（以下「受入締約国」という）の領域内にある締約国において、受入締約国の適用法令に従って行われ、又は取得され、かつ、資本その他の資源の投入、利益又は収益の期待、一定の期間、又はリスクの引き受けといった投資の特性を有するもの」と追加され、また、「投資」とは、エネルギー分野における経済活動に関連する資産を指すとされた<sup>15</sup>。加えて、同項の(f)の後に、本項における疑義を避けるために、以下の条文が挿入された<sup>16</sup>。

---

<sup>11</sup> 高田・前掲注(10)95-96 頁。

<sup>12</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2022, 10 GEN, Brussels, 24 June 2022, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Public Communication explaining the main changes contained in the agreement in principle, at Pillar 3: Review mechanism.

<sup>13</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 8**, 4., p. 27.

<sup>14</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2022, 10 GEN, Brussels, 24 June 2022, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Public Communication explaining the main changes contained in the agreement in principle, at 2. Investment Protection.

<sup>15</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 2**, 8., p. 3.

<sup>16</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter

「(a) 自然人、会社その他の組織が締約当事者の領域において、他の締約当事者の領域の自然人、会社その他の組織に対して行う物品又はサービスの販売に関する商業契約のみから生じる金銭請求権、又はかかる取引に関連する信用供与は、投資の特性を有する可能性が低い。

(b) 司法または行政上の手続における命令または判決、もしくは仲裁判断は投資を構成しない。

(c) 投資が行われた時点、または取得された時点でホスト締約国において適用される法律の軽微な違反は、当該資産が投資ではないことを意味しない。」

#### b. 投資家の定義

ECT1条7項(a)において、投資家は、「締約国の適用法令に基づき、当該締約国の国籍を有する者はまたは永住者である自然人」とされた<sup>17</sup>。ただし、当該投資が行われたまたは取得された時点で、当該投資家が受入締約国の国籍を有せず、または、永住者であってはならない。

#### c. 公正衡平待遇の定義

公正衡平待遇の定義につき、法的安定性の確保のために、ECT10条が以下のように改正された<sup>18</sup>。

「(1) 各締約国は、他の締約国の投資家による投資及び投資家に対し、その投資に関して、自国領域内において公正かつ衡平な待遇並びに完全な保護及び安全を保障するものとする。

(2) 締約国が、次のいずれかに該当する措置又は一連の措置により、1項に定める公正かつ衡平な待遇を付与する義務に違反するものとする。

- (a) 明白な不合理性などの恣意性；
- (b) 性別、人種、宗教的信条などの不当な理由に基づく標的を定めた差別；
- (c) 適正手続の根本的違反、司法及び行政手続における透明性の根本的違反を含む；
- (d) 刑事、民事または行政上の裁判手続における司法の拒否；
- (e) 嫌がらせ、脅迫、強制などの虐待的扱い；または
- (f) 投資家の正当な期待の裏切り (**frustration**) (当該期待が投資の中核をなすものであり、かつ、当該締約国による明確かつ具体的な表明または確約に基づき、投資家が投資の実施または維持を決定するにあたり合理的に依拠したものである場合に限る)。

なお、本条約の他の規定またはその他の国際協定の違反は、公正かつ衡平な待遇の違反を構成しないことを明確にしておく。

(3) 1項に定める完全な保護及び安全を保障する義務は、投資家及びその投資の物理的安全

---

Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 2**, 8., pp. 3-4.

<sup>17</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 2**, 9., p. 4.

<sup>18</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 4**, 1. and 2., pp. 8-9.

を指す。」

#### d. 間接収用の定義

間接収用の定義につき、間接収用に関する新しい条文が追加され、どのような場合が間接収用に当たるかということについて、要因が列挙され、また、原則的に正当な政策目的（公衆衛生や安全及び環境、環境には気候変動の緩和・適応策も含む）は、間接収用には当てはまらないことが明示的に規定された。すなわち、間接収用につき、ECT13条3項及び4項において、以下のように定義がなされた<sup>19</sup>。

「(3) 間接収用とは、締約国の措置または一連の措置が、権利の正式な移転または完全な没収を伴わないものの、投資家からその投資の価値または投資における財産の基本的属性（投資の利用、享受または処分する権利を含む）を実質的に剥奪するという点で、直接収用と同等の効果をもたらす場合に発生する。締約国の措置または一連の措置が間接的収用に該当するか否かの判断には、個別事例ごとの事実に基づく検討が必要であり、その際、以下の要素を含む諸要因を考慮するものとする：

(a) 当該措置または一連の措置の経済的影響（ただし、締約国の措置または一連の措置が投資の経済的価値に悪影響を及ぼすという事実のみをもって間接収用が発生したと認定されるわけではない）；及び

(b) 当該措置または一連の措置の性質（その目的および文脈を含む）。

(4) ただし、措置または一連の措置の目的を考慮した際にその影響が著しく深刻であり、明らかに過剰であるという稀な状況を除き、公衆衛生、安全、環境（気候変動の緩和及び適応に関するものを含む）などの正当な政策目的を保護するために設計され適用される締約国による非差別的措置は、間接的な収用を構成しない。」

#### e. 規制する権利

規制する権利については、EUが締結する自由貿易協定の中には必ず規制する権利(the right to regulate)が包含されている<sup>20</sup>。例えば、EUと日本間の経済連携協定(Economic Partnership Agreement)の第16章「貿易と持続可能な開発」の16・2条「規制を行う権利及び保護の水準」に以下のように定められている<sup>21</sup>。

---

<sup>19</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 4**, 14, pp. 10-11.

<sup>20</sup> Yumiko Nakanishi, “Characteristics of EU Free Trade Agreements in a Legal Context: A Japanese Perspective”, *European Yearbook of International Economic Law*, Springer, 2017, pp. 457-474.

<sup>21</sup> Yumiko Nakanishi, “New trade rule-making regarding sustainable development in EU FTAs with Asian countries”, Frank Gaenssmantel and Chien-Huei Wu (ed.), *Law and Diplomacy in the Management of EU-Asia Trade and Investment Relations*, Routledge, 2019, pp.229-245. Yumiko Nakanishi, “Climate Change and Environmental Issues in the Economic Partnership Agreement and the Strategic Partnership Agreement between the European Union and Japan”, *Hitotsubashi Journal of Law and Politics*, Vol. 48, February 2020, p.9, p.11.

「1 締約国は、国際的に認められた基準及び自国が締結している国際協定に係る自国の約束と整合的に、自国の持続可能な開発に関する政策及び優先事項を決定し、国内の環境及び労働に関する保護について自国の水準を定め、並びにそれに従って自国の関連する法令を採用し、又は修正する自国の権利を認識しつつ、自国の法令及び関連する政策が高い水準の環境及び労働に関する保護を定めることを確保するよう努め、並びに当該法令及びその基礎となる保護の水準を引き続き改善するよう努める。

2 両締約国は、それぞれの環境又は労働に関する法令で定める保護の水準の緩和又は引下げを通じて貿易又は投資を奨励してはならない。このため、両締約国は、一連の作為又は不作為を両締約国間の貿易又は投資に影響を及ぼす態様で継続し、又は反復することにより、当該法令について免除し、若しくは逸脱してはならず、又は当該法令の効果的な執行を怠ってはならない。

3 両締約国は、自国の環境又は労働に関する法令を、他方の締約国に対する恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又は国際貿易に対する偽装した制限となるような態様で用いてはならない。」

規制する権利とは、環境保護や労働者の保護のために国内の基準を下げたりしない、また高い基準を導入することを妨げないという権利が入っており、それをECTにも明示的に入れられることになった。具体的には、新しいECTの16条は、「規制する権利」と題され、以下のように規定された<sup>22</sup>。「締約国は、気候変動の緩和及び適応を含む環境保護、公衆衛生、安全又は公衆道徳の保護といった正当な政策目的を達成するため、自国区域内における規制権限を再確認する。」

### (3) 紛争解決

近代化の改正案の骨子においては、投資裁判所の設立等については述べられておらず<sup>23</sup>、改正条文にも記述はない。他方、骨子において透明性の強化、手続文書の公開やヒアリングへのアクセス等が述べられており、実際、改正されたECT26条6項に透明性に関する以下の規定が追加された<sup>24</sup>。

「仲裁廷は、2014年4月1日付国連国際商取引法委員会条約に基づく投資家と国家間の仲裁における透明性に関する規則（以下「UNCITRAL透明性規則」という）を、以下の各号に従って適用するものとする：(a) 本項のいかなる規定も、UNCITRAL透明性規則第7条(2)の意味に

---

<sup>22</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 4**, 19., p. 12.

<sup>23</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2022, 10 GEN, Brussels, 24 June 2022, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Public Communication explaining the main changes contained in the agreement in principle, at 3 Dispute Settlement.

<sup>24</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 6**, 5., pp. 19-20.

おける秘密情報または保護情報、当該締約国の国内法により開示が制限されている情報、またはその開示が当該締約国の本質的な安全保障上の利益に反すると考える情報の、手続中（審理を含む）または手続終了後の公衆への提供またはその他の開示を、締約国に要求するものではない。

(b) UNCITRAL透明性規則第3条の規定を損なうことなく、紛争当事者は、UNCITRAL透明性規則第7条に従い、かつ紛争の相手方と協議の上で機密情報または保護情報を削除した後、友好的な解決の要請、調停合意、仲裁廷構成員の異議申立通知または異議申立に関する決定、ならびに併合の要請を公衆に提供することができる。」

また、不当な請求については、ECT27条が追加された<sup>25</sup>。明らかに理由がないまたは仲裁廷の管轄権がないと考えられる事件については、不当な請求として仲裁廷に異議を申立てることができる」と規定された。加えて、費用担保については、ECT28条に、第三者による資金調達についてはECT29条に規定がおかれた。

さらに、「締約国間の持続可能な開発に関する規定の紛争解決」と題される、ECT30条の2が追加された。「(1) 締約国間で19条及び19条の2の解釈又は適用に関する事項について紛争が生じた場合、締約国は外交ルートを通じ友好的に解決を図るものとする。

(2) 1項に従って6か月以内に紛争が解決されない場合、紛争当事国の一方は、当該紛争を検討するための他の適切な国際的枠組みへの付託に努めなければならない。外交ルート以外の紛争検討枠組みが12か月以内に開始されない場合、紛争当事国の一方は、その概要を通知することにより、当該事項を事務総長に付託することができる。

(3) 当該通知を受領した日から30日以内に、事務総長は紛争当事国と協議の上、調停人を任命するものとする。当該調停人は、紛争の対象事項について相当の関連専門知識を有し、かつ紛争当事国の国民、市民又は永住者であってはならない。憲章会議は、調停の実施及び調停人の報酬に関する標準規定を採択するものとする。

(4) 調停人は、国際労働機関(ILO)または多国間環境協定に基づき設立された関連機関・組織から情報及び助言を求めるものとする。調停人は、紛争当事国間の合意を得た上で、適切と認めるあらゆる情報源から追加情報を求めることもできる。調停人は、かかる情報又は助言を紛争当事国に送付し、受領後60日以内に意見を提出する機会を与えるものとする。

(5) 調停人は、紛争当事国間の合意を図るものとする。紛争当事国が合意に達しない場合、調停人は、紛争当事国が誠実に検討すべき妥協案またはその達成プロセスを提案するものとする。

(6) 紛争当事国が第5項に規定する妥協案に合意できない場合、調停人は、第3項に規定する

---

<sup>25</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 6**, 7., pp. 20-22.

手続により定められた憲章会議の補助機関に対し、任命の日から180日以内に、法的拘束力のない報告書を提出するものとする。当該法的拘束力のない報告書には、関連する事実関係が記載されるものとする。第3項で言及されている規定によって決定される憲章会議の補助機関に、その任命の日から遅くとも180日以内に提出しなければならない。法的拘束力のない報告書には、関連する事実、関連規定の適用可能性、及びあらゆる見解と勧告の基本的な根拠を記載しなければならない。

(7) 紛争当事国が実施すべき行動及び措置について、第3項に規定する手続により設置された憲章会議の補助機関は、調停人の報告書及びその中の所見及び勧告を考慮して審議する。紛争当事国は、当該報告書の発行日から3か月以内に、行動又は措置の実施状況を事務局に通知するものとする。報告書は公表される。紛争当事国は、機密情報の保護を確保するものとする。憲章会議の補助機関は、かかる行動または措置の実施状況を監視し、当該事項を継続的に検討するとともに、第3項で言及された標準規定で定める期間、憲章会議に報告するものとする。」

なお、後述するが、ECT19条とは「持続可能な開発」と題される条文であり、また、ECT19条の2とは、「気候変動とクリーンエネルギー移行」と題される条文である。

#### (4) 持続可能な開発と企業の社会的責任

持続可能な開発と企業の社会的責任にかかわる規定が追加された。

ECT19条は、「持続可能な開発」と改められ、まず、次の4つの項が追加された<sup>26</sup>。

「(1) 締約国は、経済開発、社会開発及び環境保護が相互に依存し、持続可能な開発を相互に強化する要素であることを認識する。締約国は、持続可能な開発の目標に貢献するような形で、エネルギー関連分野における国際貿易及び投資の発展を促進するとの約束を再確認する。

(2) 各締約国は、自国が締約国となっている多国間環境協定及び労働協定—例えば、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)、パリ協定、及び国際労働機関(ILO)の基本条約—に基づく権利と義務を再確認するとともに、ILO「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」及びそのフォローアップに関する自らの約束を再確認する。各締約国は、自国の持続可能な開発政策及び優先事項を決定し、自国の国内環境保護及び労働保護の水準を設定し、かつ、自国が締約国である国際的に認められた協定に対する約束と整合的に、関連する法令を採択又は改正する権利を認識しつつ、自国の関連法令が、気候変動の緩和及び適応に関するものを含め、高水準の労働保護及び環境保護を規定し、かつ促進するよう努めるものとする。

(3) 締約国は、それぞれの環境法または労働法において提供される保護水準を緩和または低下させることにより、エネルギー関連分野における貿易または投資を促進してはならない。こ

---

<sup>26</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 5**, 1., p. 14.

の目的のために、締約国は、締約国間のエネルギー関連分野における貿易または投資を促進するために、当該法律の適用を免除またはその他の方法で制限したり、免除または制限を申し出たり、持続的または反復的な作為または不作為を通じて当該法律を効果的に施行しないことを行ってはならない。

(4) 締約国は、締約国間のエネルギー関連分野における貿易または投資に対する偽装された制限、または他の締約国に対する不当または恣意的な差別を構成するような方法で、それぞれの環境法および労働法を施行してはならない。」

さらに、19条5項(i)に以下の条文が入れられた<sup>27</sup>。

「エネルギー投資プロジェクトの認可に先立ち、その法律及び法制と整合する範囲で、影響評価を実施することを要請する。影響評価は、締約国の法令と整合する範囲で、プロジェクトが以下を含む事項に及ぼす重大な影響を特定し評価するものとする：

(i) 人口及び人間の健康；

(ii) 生物多様性；

(iii) 土地、土壌、水、大気及び気候；並びに

(iv) 文化的遺産及び景観（当該プロジェクトに関連する重大な事故又は災害のリスクに対する脆弱性から生じうる影響を含む）。

各締約国は、関係する非政府組織を含む関係公衆が、環境影響評価に参加し、これについて意見を表明する早期かつ効果的な機会及び適切な期間が与えられることを確保しなければならない。各締約国は、環境影響評価の結果が考慮され、かつ、公衆の意見聴取の結果が、プロジェクトの認可前に公衆に提供されることを確保しなければならない。環境影響評価の結果及び認可の結果は、適切な方法で公衆に提供されなければならない。」と規定された。

企業の社会的責任については、ECT19条6項に以下のように規定された。「締約国は、責任ある企業行動が国連持続可能な開発目標への貢献において重要であることを認識する。各締約国は、自国領域内で活動する、または自国の管轄下に置かれる投資家に対し、自国が承認または支持する国際的に認められた基準及び指針（例えば、国連ビジネスと人権に関する指導原則、ILO理事会が採択した多国籍企業と社会政策に関する三者原則宣言、及びOECD多国籍企業ガイドライン」などの国際的に認められた基準及びガイドラインに合致する責任ある企業行動の原則を、自国の政策及び慣行に自発的に採用し実施するよう奨励するものとする。

加えて、改正後のECT19条8項は、締約国の義務を以下のように定める<sup>28</sup>。

「各締約国は、その法令と整合する範囲において、以下のことを確保するものとする：

---

<sup>27</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 5, 2.**, pp. 14-15.

<sup>28</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 12 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Amendments to the Energy Charter Treaty, **Article 5, 4.**, pp. 15-16.

(a) エネルギー関連分野における貿易または投資に影響を及ぼす可能性のある環境保護または労働条件の保護を目的としたあらゆる措置を、透明性をもって策定し、制定し、実施する。エネルギー関連分野における環境保護または労働条件に影響を及ぼす可能性のある貿易または投資措置、もしくはエネルギー関連分野における環境保護または労働条件に影響を及ぼす可能性のある貿易または投資措置を、透明性をもって策定し、制定し、実施すること。

(b) 関係者と利害関係者が、適切な方法で当該措置に関する意見を提出する機会を合理的に提供し、その認識を高めること。」

#### **(5) 気候変動とクリーンエネルギー移行**

「気候変動とクリーンエネルギー移行」と題される、ECT19条の2が追加された。以下のような条文となっている。

「気候変動及びその悪影響を効果的に防止するため、UNFCCCの究極目標及びパリ協定の目的と目標を追求する緊急の必要性を認識し、エネルギー関連分野における貿易及び投資が気候変動緩和及び適応への貢献を強化することにコミットし、各締約国は次の事項へのコミットメントを再確認する：

- (a) UNFCCC及びパリ協定に基づく約束及び義務を効果的に履行すること；
- (b) 投資政策と気候政策・措置の相互補完性を促進・強化し、それにより低排出型・クリーンエネルギー・資源効率型経済への移行ならびに気候変動に強い開発を加速すること；
- (c) 気候変動の緩和及び適応に関連する貿易及び投資を促進し、円滑化すること。これには、とりわけ、再生可能エネルギー生産能力などの低炭素エネルギー技術及びサービスに関する貿易及び投資の障壁を取り除くこと、並びにこの目的に資する政策枠組みを採用することが含まれる。
- (d) 気候政策及び措置」

#### **(6) 許容される措置**

締約国が、措置を採択し、または、執行することを妨げてはならないものとして、ECT24条1項に次のようなものが定められた。

- (a) 公衆の道徳を保護し、または公衆の秩序を維持するために必要な措置
- (b) 人、動物または植物の生命または健康を保護するための措置
- (c) 重要エネルギー施設及びインフラの安全及び完全性を確保するための措置
- (d) 法令の遵守を確保するために必要な措置、例えば、(i) 詐欺的・不正行為の防止、または契約上の義務不履行の影響への対応；または(ii) 個人データの処理及び普及に関する個人のプライバシーの保護、並びに個人記録及び口座の機密性の保護にかかわる措置
- (e) 供給不足の状況下におけるエネルギー材料及び製品の取得又は流通に不可欠である場合。

- (f) 先住民または社会的に・経済的に不利な立場にある個人もしくは集団である投資家、もしくはその投資を利益とすることを目的とし、かつその旨を事務局に通知された措置。
- (g) 枯渇性天然資源の保全に関する措置。

### 3. 発効までの手続と暫定適用

2024年12月3日に採択されたECTの改正は、ECT42条4項に従って発効することになる<sup>29</sup>。それによると、改正は、少なくとも締約者の4分の3により批准されなければならない、批准文書が寄託されてから90日目に批准した締約者の間で効力をもつことになる。他方、2024年12月3日に承認されたECTの附属書の修正及び変更は、以下の各項に従って発効する<sup>30</sup>。(i) 附属書NIの見出し及び附属書NIのセクションA及びセクションBの修正は、2025年9月3日に発効する。なお、セクションBとは、上述したフレキシビリティ・メカニズムの2025年9月3日以降に行われる新規投資に関する適用除外を示した個所となる。(ii) 附属書NIのセクションCにおける改正及びその他の附属書に対する変更・改正は、2024年12月3日に採択されたECT改正を批准、受諾または承認した締約国間において、当該改正の発効日に発効する。セクションCとは、2025年9月3日よりも前の投資に関する適用除外の規定となっている。その後、附属書NIのセクションCにおける修正は、その他の締約国に対しては、当該締約国が2024年12月3日に採択されたECT改正の批准書、受諾書または承認書を寄託した日から90日後に発効する。各締約国は、2025年9月3日より、2024年12月3日に採択されたECT改正、附属書NIのセクションCにおける修正、及び2024年12月3日に承認されたその他の附属書への変更・修正を、当該締約国における発効を待つ間、暫定的に適用することに合意する。ただし、かかる暫定適用が当該締約国の憲法、法令又は規制と矛盾しない範囲においてとする。

## III エネルギー憲章条約からのEU及びEU構成国の脱退

### 1. 脱退

#### (1) 脱退の状況

イタリアは2016年に脱退した。近代化交渉に原則合意が2022年6月24日になされたものの、フランス（2023年12月8日）、ドイツ（2023年12月20日）、ポーランド（2023年12月29日）、ルクセンブルク（2024年6月17日）、スロベニア（2024年10月14日）、ポルトガル（2025年2月2日）、スペイン（2025年4月17日）、イギリス（2025年4月27日）（イギリスはEU構成国ではない）が

---

<sup>29</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 15 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Entry into Force and Provisional Application of Amendments to the Energy Charter Treaty and Changes and Modifications to its Annexes.

<sup>30</sup> Energy Charter Secretariat, CCDEC 2024, 15 GEN, Brussels, 3 December 2024, Decision of the Energy Charter Conference, Subject: Entry into Force and Provisional Application of Amendments to the Energy Charter Treaty and Changes and Modifications to its Annexes.

脱退した。さらにオランダ、EU自体及びEuratom（欧州原子力共同体）も2025年6月28日に脱退した。デンマークが、2025年9月4日に脱退した。リトアニアは2025年8月7日に脱退を通知し、その効果は2026年8月8日に生じる。現時点では、EU27か国のうち、11か国が脱退することが判明している。他方、スロバキアは、ECTの改正を批准し、2026年3月4日にエネルギー憲章事務局に寄託した。

## (2) 脱退への動き

上述したように、2017年に近代化交渉が開始されたものの、進捗が芳しくなく、近代化案をまとめることは難しく、フランスやEUは、脱退をちらつかせながら交渉をしていた。当初は、EUはECTの近代化を成功させることを目標にしており、EUの提案の大半が反映された内容で2022年6月24日に交渉がまとまった<sup>31</sup>。しかし、その後、結果的には、EU構成国もEUも脱退の方向に大きく舵をとることを決定した。

## (3) 環境団体からのECTへの批判

ECTは時代遅れだとして、環境団体から批判の対象になってきた。なぜ批判の対象となってきたかということ、化石燃料への投資を保護することになり、クリーンエネルギーへの移行が妨げられることになるからである。Von der Leyenを委員長とする、欧州委員会は、発足直後の2019年12月に欧州グリーンディール文書<sup>32</sup>を公表した。同文書は、欧州委員会が取り組もうとする環境にかかわる課題を提示したものであり、付属書には新しい措置の提案と既存の措置の改正案のリストが時期の予定入りで列挙されている。その後、欧州グリーンディールを確実に実施のために2021年7月14日に欧州委員会は「Fit for 55: 気候中立へのEUの2030年目標」文書を公表した<sup>33</sup>。Fit for 55とは、2030年までに温室効果ガスを1990年比で55%削減ということの意味する。同文書と同日に、12の政策からなる包括的提案が公表された<sup>34</sup>。

このような方向性とECTは合わない上に、パリ協定の目標・方向性にも合わないということで批判がなされてきた。

## (4) 環境訴訟の広がり

---

<sup>31</sup> Johannes Tropper and Kilian Wagner, “The European Union Proposal for the Modernisation of the Energy Charter Treaty-A Model for Climate-Friendly Investment Treaties?”, *Journal of World Investment & Trade*, 23 (2022), p. 813, p. 815.

<sup>32</sup> COM(2019)640, 11.12.2019, The European Green Deal; 蓮見雄「欧州のエネルギー・環境政策の俯瞰：欧州グリーンディールの射程（前編）（後編）」石油・天然ガスレビュー55巻2号（2021年）1-24頁、55巻3号（2021年）25-62頁。

<sup>33</sup> The European Commission, COM(2021)550, 14.7.2021, Fit for 55: delivering the EU’s 2030 Climate Target on the way to climate neutrality.

<sup>34</sup> Walter Frenz, *Grundzüge des Klimaschutzrecht*, Erich Schmidt Verlag, 2 Aufl. 2022, 65-77; 新開裕子「欧州グリーンディール EU Policy Insights 2021年6月30日号：EUの炭素国境調整メカニズム(CBAM)その1（概論）」一般財団法人日欧産業協力センターレポート（2021年6月30日），[https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/eu\\_policy\\_insights-3.pdf](https://www.eu-japan.eu/sites/default/files/publications/docs/eu_policy_insights-3.pdf); 濱野恵「温室効果ガス削減政策パッケージ『Fit for 55』の公表：EU」外国の立法 No. 289-2, (2021年) 22-23頁。

脱退の理由として、欧州における環境訴訟の広がりがある。オランダ、フランス、ドイツもECTから脱退したが、これらの国では訴訟が頻発している<sup>35</sup>。例えば、オランダでUrgenda事件<sup>36</sup>があり、いくつかのNGO団体と個人が、オランダ政府の気候変動に対する取り組みが不足しているとして、オランダ政府を訴えた。ハーグの地方裁判所で原告側が勝ち、その後政府側が上訴したが政府側が負け、上訴して最高裁判所まで行き、政府側が負けてNGOの側が勝訴した。

フランスでも気候変動関係訴訟が発生しており、Grande-Synthe事件がある<sup>37</sup>。これは、海水が上昇してその近辺の地域が影響を受けうるということで訴えた事件である。この事件では、フランス政府側が敗訴した。Affaire du Siècle事件<sup>38</sup>では、オックスファム等の環境団体がフランス政府の気候変動対策の措置が不十分だとして行政裁判所に訴訟を提起しフランス政府側が敗訴した。

ドイツでは、ドイツ連邦憲法裁判所における2021年のNeubauer事件<sup>39</sup>が存在する。ドイツではパリ協定のために気候法律が採択されたが、当該法律は将来世代に大きな負担を課すことになっていたため、世代間に不平等が生じてしまうということが問題となった。ドイツ基本法（憲法）20a条に将来世代のことが言及されており、将来世代を保護する国家の責任が規定されており、既存の採択されていた気候法律はドイツの憲法に違反するという判決が下された。

## 2. フランスの脱退理由とHCCの勧告

近代化案が合意された2022年6月24日の後、2022年10月21日に、フランスのマクロン大統領は、ECTの脱退について声明を出した<sup>40</sup>。これは、近代化案では不十分だという認識を示している。フランスには、気候を担当する「Haut Conseil」(Haut Conseil pour le climat, HCC)があり、ECTの近代化に関する報告書と勧告を提出し、2022年10月19日に公表された<sup>41</sup>。そこでは、近

---

<sup>35</sup> Cf. Yumiko Nakanishi, “The rights of and obligations towards future generations”, in Hélène Ruiz Fabri, Valérie Rosoux, Alessandra Donati (ed.), *Representing the Absent*, Nomos, 2023, pp. 237–264.

<sup>36</sup> The Hague District Court, Urgenda Foundation v. the State of the Netherlands, C/09/456689/HA ZA 13-1396 (English translation), Judgment of 24 June 2015, ECLI:NL:RBDHA:2015:7196; The Hague Court of Appeal, 200.178.245/01 (English translation), Ruling of 9 October 2018, ECLI:NL:GHDHA:2018:2610; Hoge Raad (The Supreme Court), 19/00135 (English translation), Judgment of 20 December 2019, ECLI:NL:HR:2019:2007.

<sup>37</sup> Conseil d’État, Grande-Synthe, N 427301, Décision du 19 novembre 2020.

<sup>38</sup> Tribunal administratif de Paris, 3 février 2021, No 1904967, 1904968, 1904972, 1904976/4–1; Tribunal administratif de Paris, 14 octobre 2021, No 1904967, 1904968, 1904972, 1904976/4–1.

<sup>39</sup> BVerfG, 1 BvR 2656/18, Beschluss des Ersten Senats vom 24. März 2021.

<sup>40</sup> フランスの脱退について、Sabrina Robert, “Le retrait de la France du Traité sur la Charte de l’énergie : une avancée dans la lutte contre le dérèglement climatique”, *Le club des jurists*, Publié le 9 novembre 2022 à 10:44.

<sup>41</sup> See, <https://www.hautconseilclimat.fr/publications/avis-sur-la-modernisation-du-traite-sur-la-charte-de-lenergie/>.

代化案が2022年11月22日に採択されたとしても、まだ不十分であるというスタンスが採られていた。

### (1) 脱炭素化スケジュールとECTのセーフガード措置の不整合

ECTが近代化されたとしても、ECTがもたらす主な障害は、エネルギー部門の脱炭素化スケジュールとECTに規定されたセーフガード措置との不整合であるとされている<sup>42</sup>。脱炭素化のタイムテーブルとは、2030年までに地球温室効果ガスを2009年比で55%削減し、2050年にはカーボンニュートラルを達成することを意味する。

### (2) ISDS

パリ協定の目標を達成するためには、脱炭素化が必要であるが、ECTの存在が足かせになり、様々な政策措置を採ろうとしても、電力会社等の投資家等からISDSを使って訴えられるリスクは減らないという認識が示されている<sup>43</sup>。

HCCは、Komstroy事件判決<sup>44</sup>により、EU間の紛争(Intra EU Dispute)にはECTは適用されなくなったことを認識しつつ、ECTに規定されている紛争解決としてICSID、UNCITRAL及びストックホルムの商業仲裁等の国際仲裁廷があるが、これらはEU司法裁判所の判決に拘束されないので、ISDSのリスクは減らないとした。また、「Regulatory Chill」の可能性があるとされた<sup>45</sup>。つまり、ECTに入っていると、常に訴えられる可能性があるため、気候変動対策の政策措置を取ろうとする規制欲を萎縮させてしまうと述べられている。

### (3) ECCの勧告

ECCは、フランス及びEU構成国によるECTからの協調的脱退を気候目標の達成と2030年までに必要な脱炭素化率の遵守を可能とする最もリスクの低い選択肢として勧める<sup>46</sup>。なぜなら、脱退発効日（エネルギー憲章会議への通知から1年後）から新規化石燃料投資に対する保護措置の終了を保証する唯一の選択肢だからであるとする。また、パリ協定が示唆する脱炭素化スケジュールと整合性を保ち、関係締約国にエネルギー・気候政策の主権を回復させるためには、協調的な離脱と並行して、ECTが定める投資保護の「サンセット条項」を無効化する必要があるとする。加えて、EU構成国間において「サンセット条項」を無効化するエネルギー憲章条約の解釈に関するこのような合意により、欧州およびEU加盟国の国内裁判所が国際仲裁裁判所よりも優先することを確認することが可能となるとする。

---

<sup>42</sup> French High Council on Climate, A report of the French High Council on Climate, October 2022, p. 2.

<sup>43</sup> French High Council on Climate, A report of the French High Council on Climate, October 2022, p. 2.

<sup>44</sup> Case C-741/19 *République de Moldavie v Komstroy LLC*, 2 September 2021, ECLI:EU:C:2021:655; 中西優美子「EU 構成国間の投資協定とエネルギー憲章条約 —Komstroy 事件判決を中心に—」日本エネルギー法研究所編『エネルギー安全保障に関する国際問題の諸相—2019～2020 年度 エネルギー安全保障に関する国際問題検討班 研究報告書—(JELI-R-No.160)』(2026 年) 160 頁。

<sup>45</sup> French High Council on Climate, A report of the French High Council on Climate, October 2022, p. 2.

<sup>46</sup> Ibid., p. 5.

EUとEUの構成国が調整して全てECTから脱退することが最適であるとされた。これにより、少なくともEUの構成国間でサンセット条項を無効化することができるからである。サンセット条項とは、ECT47条3項に規定されており、脱退を通知してから1年で、その後20年義務付けられる。したがって、脱退後も当該期間は投資保護が締約国に義務づけられる。

もっともEUとEU構成国は協調的な脱退に合意することはできなかった。

### 3. 機関間とEUとEU構成国間の合意・不合意

ECTには、EUとEuratomとEU構成国が加入していた。2016年にイタリアが脱退したが、その後のECTの近代化交渉では、欧州委員会が積極的に行動し、交渉をリードしてきた。欧州委員会の最初の戦略では、脱退する構成国が近代化を進めるEUの道を邪魔しないように求めることであった<sup>47</sup>。しかし、欧州委員会の当初の戦略は、EUが既に拒否した約束を脱退するEU構成国に押し付ける法的リスクを孕んでいた。エネルギー憲章会議において、欧州委員会がEUの立場を「近代化された条文を支持する」から「反対しない」へと弱めようとした努力は、結局実を結ばなかった<sup>48</sup>。さらに、2022年11月18日にエネルギー憲章会議におけるEUの立場を採択する特定多数決にはEU理事会において達しなかった<sup>49</sup>。加えて、欧州議会は、2022年11月24日にECTの近代化はパリ協定に沿っていないとした<sup>50</sup>。そこで、欧州委員会は、道筋を変更して、EU構成国とEU両方の協調的な脱退に舵をとった<sup>51</sup>。

2024年5月30日に理事会は理事会決定2024/1638により正式にEUとEuratomのECTからの脱退を承認した<sup>52</sup>。同理事会決定の前文では、以下のように理由が説明されている。ECTの締約国は、同条約をパリ協定の原則、持続可能な開発の要件、気候変動対策、及び近代的な投資保護基準に整合させるため、ECTの近代化を目的とした交渉を行った。2022年6月24日の会議において、締約国は近代化された条文について原則合意に達し、交渉を終了させた。交渉結果は、2022年11月22日に開催されるエネルギー憲章会議の第33回会合で採択される予定であった。会議開催に先立ち、EUはECTの近代化に関する立場を採択できず、そのため、EUは同会議において近代化されたECTの採択に関する投票を行うことができなかった。以上の事情を考慮し、EUはECTからの脱退を検討すべきとなったとした。

EUとEU構成国の協調的なECTからの脱退の道が探られたが、複数のEU構成国はECTに残留することを望んだ。同理事会決定2024/1638の前文の8段において「複数の構成国はECT改正

---

<sup>47</sup> Laurens Ankersmit, “The EU’s Strategy for More ‘Rules-Based Trade’ and the EU’s Withdrawal from the Energy Charter Treaty”, *Legal Issues of Economic Integration* 50, no. 2 (2023), p. 117, p. 123.

<sup>48</sup> Ankersmit, *ibid.*, p. 123.

<sup>49</sup> Ankersmit, *ibid.*, p. 123.

<sup>50</sup> Ankersmit, *ibid.*, p. 123.

<sup>51</sup> Ankersmit, *ibid.*, p. 124.

<sup>52</sup> Council Decision (EU) 2024/1638 of 30 May 2024 on the withdrawal of the Union from the Energy Charter Treaty.

案への支持を表明し、改正を条件に締約国として残留する意向を示している。したがって、これらの構成国については、改正案を採択する会議において、別途の理事会決定を通じて、ECT改正案を承認するか、またはこれに反対しないことを認めるべきである。」と述べられている。

この8段にいう、別の理事会決定とは、理事会決定2024/1644<sup>53</sup>のことである。同理事会決定も2024年5月30日に採択された。また、同理事会決定では、以下のことが合意された。第1に、ECT36条7項に基づき、EUは、ECTの改正案に関するエネルギー憲章会議の投票において、その投票権を行使しないこと。第2に、ECTの締約国であり、かつエネルギー憲章会議に出席する構成国は、以下の目的で投票権を行使するものとする：

- (a) 会議による本協定改正案の採択を妨げないこと；
- (b) ECTの附属書に対する改正案及び技術的変更案の承認を妨げないこと；
- (c) 決定、宣言及び了解事項に対する変更案の承認を妨げないこと；並びに
- (d) ECTの改正及びその附属書に対する修正並びに技術的変更の発効及び暫定適用に関する決定の承認を妨げないことである。

この理事会決定により、今後脱退をしようと考えている構成国は近代化を維持してECTに残留する構成国に対してECTの近代化を妨げないということが合意された。これらの理事会決定は、政治的な妥協であり、「ベルギーのロードマップ」と呼ばれる（当時に議長国はベルギーであった）<sup>54</sup>。これらの理事会決定により、ECTの近代化を維持したい構成国は、2024年12月に予定されていたエネルギー憲章会議で賛成することを許可するものであった。

また、エネルギー憲章会議が開催される前日の2024年12月2日に理事会は、エネルギー憲章会議におけるEUに代わってとられる立場についての決定2024/3086を採択した<sup>55</sup>。内容は、以下の通りである。まず、エネルギー憲章会議における投票において、EUは投票権を行使しないこと、第2に、ECTの締約国である構成国は、共同して行動し、2024年12月3日のエネルギー憲章会議において、出席する場合はその場で、出席しない場合は書面により、承認を妨げない形で投票権を行使することである。2024年12月3日のエネルギー憲章会議で、ECTの改正が正式に採択された。

## 4. EU司法裁判所の判決

### (1) EU司法裁判所の判例の方向性

---

<sup>53</sup> Council Decision (EU) 2024/1644 of 30 May 2024 on the position to be taken on behalf of the European Union in the Energy Charter Conference.

<sup>54</sup> Patricia Sarah Stöber de Mora, “Energierecht : Modernisierung des Energiechartavertrags“, *EuZW* 2025, p. 147.

<sup>55</sup> Council Decision (EU) 2024/3086 of 2 December 2024 on the position to be taken on behalf of the European Union in the Energy Charter Conference.

2018年のAchmea事件<sup>56</sup>において、構成国間の仲裁を含む投資協定はEU法と合致しないという先決裁定が下された。その後、2021年の9月20日にKomstroy事件判決が下された<sup>57</sup>。本判決では、ISDSを定めるECT26条はEU法に合致しないため、EU内では同規定が適用されない旨が判示された<sup>58</sup>。逆に、2019年4月30日のCETAに関する裁判所意見<sup>59</sup>では、CETAには投資裁判所が規定されており、さらに多角的な協定において投資裁判所を作ることも規定されているが、EU法に合致するという判断が下された。

これらの事件に鑑みると、一つの方向に進んでいっているのではないかと捉えられる。特にAchmea事件やKomstroy事件は、EU司法裁判所が判断する必要はない判断をし、その仲裁がEU法と合致しないという結論をわざわざ判示しているとも捉えられる。EU司法裁判所は、仲裁廷をEU法と不合致として、他方、投資裁判所をEU法と合致するとした。このことから、EUが進める投資裁判所の設立を含む投資協定が進められる方向性を後押ししているのではないかと捉えられる。

## (2) Komstroy事件判決とサンセット条項

サンセット条項は、脱退してからも20年は投資が保護されることになっている。他方、Komstroy事件判決によりECT26条はEU法に合致しないため、EU内では同規定が適用されない。そこで、Jacksonは、Komstroy事件判決は、EU構成国間のサンセット条項の黙示的な無効化とみなされうるとしている<sup>60</sup>。また、この判決は、EU構成国が少なくともEU域内の化石燃料投資家に対する保護措置の撤廃を開始するための正当な根拠を提供するものであるとしている。

## IV おわりに

ECTの近代化はパリ協定に基づく脱炭素化や気候中立の達成に資するためのものであり、また、EUが積極的に交渉に参加していたことを背景としており、環境保護や持続可能な開

---

<sup>56</sup> Case C-284/16 *Slowakische Republik v Achmea BV*, Judgment of 6 March 2018, ECLI:EU:C:2018:158; 中西優美子「EU 構成国間の投資協定と EU 法の自律性」自治研究 95 巻 1 号 (2019 年) 98–110 頁。

<sup>57</sup> Case C-741/19 *République de Moldavie v Komstroy LLC*, 2 September 2021, ECLI:EU:C:2021:655; 中西・前掲注(44)160 頁。

<sup>58</sup> Komstroy 事件判決により EU 構成国間の仲裁協定は EU 法違反とされたものの、仲裁裁判所による判断により法的抵触が生じる可能性があることから、エネルギー憲章 26 条の不適用を含め、エネルギー憲章条約の適用と解釈に関する協定が 2025 年 9 月 10 日の理事会決定 2025/1904 により EU と EU 構成国間で締結された。ただし、同決定の法的根拠についてチェコより異議申し立てがだされ、事件が係属している(C-827/25)。

<sup>59</sup> Case Opinion 1/17 CETA, 30 April 2019 ECLI:EU:C:2019:341; 中西優美子「EU とカナダ間の包括的経済貿易協定(CETA)に規定される投資裁判所と EU 法との両立性」国際商事法務 47 巻 8 号 (2019 年) 1036–1041 頁。

<sup>60</sup> Eoin Jackson, “The Energy Charter Treaty: Letting the sun set on sunset clauses”, *Review of European, Comparative & International Environmental law (RECIEL)*, 2024, 33, p. 619, pp. 622–623.

発に配慮した改正になっている。投資保護の対象として水素、無水アンモニア等の新たなエネルギーが追加され、EUが要求していたフレキシビリティ・メカニズムも導入され、規制する権利が導入され、持続可能な開発と企業の社会的責任、気候変動とクリーンエネルギー移行の条文も追加された。また、近代化の成果について、フランスのHCCは、パリ協定の目標を達成するためには、条約からの協調的な離脱が達成すべき目標であり続けるべきであると同時に、提案された改正は、現在のECT規定と比較して進歩であるとの結論に達した<sup>61</sup>。

考えるべき点として、1点目は、近代化のための改正はパリ協定への言及もあり、気候変動の文脈で改善されることは確実であると考えられるが、それで十分か否かという点である<sup>62</sup>。2つ目の論点は、脱退によりエネルギー主権が取り戻せるのかという点である。サンセット条項が適用される限り、20年は拘束されるため、今脱退したとしても2044年、2045年までは拘束されることになる。ヨーロッパでは、国際法の事情変更の原則（ウィーン条約法条約62条）に依拠することが議論されているが<sup>63</sup>、それが適用可能であるか疑問が残る。3つ目の論点は、脱退することがパリ協定の目標達成に資するかという点である。最近の紛争は再生可能エネルギーに関連するものが多いため、化石燃料への投資に限らず、水素、アンモニア及びバイオマス等のこれから必要なものへの投資も認められていくので、ECTから脱退しなくても、環境保護にプラスとなる投資の保護を通じて貢献できるのではないかと考える。脱退しても20年間投資を保護しなければならないのであれば、逆に再生可能エネルギーや水素等を促進する方向で投資を次々受け入れることで、パリ協定の達成目標を目指すこともできるのではないかと考える。

---

<sup>61</sup> French High Council on Climate, A report of the French High Council on Climate, October 2022, p. 5.

<sup>62</sup> 例えば、不十分であるとする見解として、Endrius Cocciolo and Leonie Reins, “A Critical Review of the Energy Charter Treaty from an Earth System Law Perspective”, *Transnational Environmental Law*, 14(1), 2025, pp. 94-120.

<sup>63</sup> Ex. Eoin Jackson, “The Energy Charter Treaty: Letting the sun set on sunset clauses”, *Review of European, Comparative & International Environmental law (RECIEL)*, 2024, 33, pp. 626-628; Philipp Kehl and Sebastian Wuschka, “The Energy Charter Treaty at a Tipping Point-Modernization Efforts, Withdrawal Plans and their Legal Consequences”, *ZEUS*, 1/2024, p. 59, pp. 70-73; Nawsheen Maghooa, “Withdrawal from the Energy Charter Treaty: the Ostrich Effect?”, *Arbitration International*, 2025, 41, p. 591, pp. 596-597.